

令和 7 年度第35回 契約・調達委員会 審査概要

開催日時 及び場所		令和7年5月8日（木）10:00～11:06 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 会議室3/オンライン	
出席委員		世界陸上財団 事務次長（委員長） 遠松 秀将 弁護士 原澤 敦美 公認会計士 黒石 匡昭 世界陸上財団 総務部長 田近 隆 世界陸上財団 財務部長 川口 貴史 世界陸上財団 業務開発部長 小林あかね (敬称略・6名)	
審査案件（契約手続前）	案件1	東京2025世界陸上競技選手権大会における弁当等提供業務委託	
	契約方法	希望制指名競争入札	
	概要	○大会期間中、各会場（国立競技場、代々木公園陸上競技場、東京大学陸上競技場、大井ふ頭中央海浜公園陸上競技場）において、大会関係者に対して昼食、軽食及び夕食の弁当を提供する業務等を委託 ○主な業務内容は以下のとおり	
		弁当提供対象者	混成競技選手【216名】、深夜帯選手【200名前後】、国際審判員【40名前後】、国内技術役員【300名前後】、競技運営コラボレーター【300名前後】、医療関係者【200名前後】
		弁当メニュー	○混成競技選手:昼食－ホットミール、 軽食－個包装食品、果物 ○国際審判員、国内技術役員、競技運営コラボレーター、医療関係者:日替わり弁当 ○深夜帯選手:日替わり弁当
納品弁当数		延べ18,290食	
		○契約期間：契約確定の日の翌日から2025年10月31日まで	

案件 2	・ 東京2025世界陸上サプライヤー（競技備品）スポンサーシップ契約 ・ 東京2025世界陸上競技選手権大会における陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託								
契約方法	一般競争入札（スポンサーシップ契約と調達契約の同時入札）								
概要	○スポンサーシップ（企業協賛）を通じた大会の収入確保と、大会に必要な陸上競技備品の調達等を目的として、スポンサーシップ契約者と陸上競技備品の調達等の受託者を同時に募集し、同一の事業者と契約を締結								
	○スポンサーシップ契約の協賛基準額と調達契約の調達基準額を公表した上で、各々について入札を実施し、その入札価格の差が最小となる事業者を優先交渉者（落札候補者）に決定								
	<table><tr><td>協賛基準額</td><td>30,000,000円（税抜）</td></tr><tr><td>調達基準額</td><td>93,065,000円（税抜）</td></tr></table>	協賛基準額	30,000,000円（税抜）	調達基準額	93,065,000円（税抜）				
	協賛基準額	30,000,000円（税抜）							
	調達基準額	93,065,000円（税抜）							
<table><tr><th>区分</th><th>契約条件</th><th>概要</th></tr><tr><td>協賛</td><td>スポンサーシップ契約</td><td>【カテゴリー】 競技備品</td></tr><tr><td>調達</td><td>陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託</td><td>競技運営に必要な競技備品の調達と装飾等</td></tr></table>	区分	契約条件	概要	協賛	スポンサーシップ契約	【カテゴリー】 競技備品	調達	陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託	競技運営に必要な競技備品の調達と装飾等
区分	契約条件	概要							
協賛	スポンサーシップ契約	【カテゴリー】 競技備品							
調達	陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託	競技運営に必要な競技備品の調達と装飾等							
○契約期間 スポンサーシップ契約: 契約締結日から2025年12月21日まで 陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託: 契約締結日から2025年9月30日まで									

案件 3	東京2025世界陸上競技選手権大会におけるOA機器の調達及び保守管理業務委託						
契約方法	希望制指名競争入札						
概要	○世界陸上大会の各会場で大会関係者が使用するパソコンやプリンタなどのOA機器を調達（借入方式）するとともに、保守管理業務を委託する。 ○主な業務内容は以下のとおり <table><tr><td>運営計画の策定</td><td>OA機器等の搬出入や保守運用対応等に関する運営計画を策定</td></tr><tr><td>OA機器等の調達、搬出入</td><td>調達したOA機器等を各会場に搬入し、設定・設定作業等を行う。大会後は、撤去・回収</td></tr><tr><td>保守管理</td><td>調達機器の障害・故障発生時の電話窓口対応、常駐エンジニアの派遣</td></tr></table> ○契約期間： 契約確定の日の翌日から2025年10月31日まで	運営計画の策定	OA機器等の搬出入や保守運用対応等に関する運営計画を策定	OA機器等の調達、搬出入	調達したOA機器等を各会場に搬入し、設定・設定作業等を行う。大会後は、撤去・回収	保守管理	調達機器の障害・故障発生時の電話窓口対応、常駐エンジニアの派遣
運営計画の策定	OA機器等の搬出入や保守運用対応等に関する運営計画を策定						
OA機器等の調達、搬出入	調達したOA機器等を各会場に搬入し、設定・設定作業等を行う。大会後は、撤去・回収						
保守管理	調達機器の障害・故障発生時の電話窓口対応、常駐エンジニアの派遣						

審査案件（契約締結前）

案件 4	東京2025世界陸上競技選手権大会の100日前イベント等に係る気運醸成業務委託			
契約方法	スポンサー供給優先権に基づく 特別契約			
概要	○大会100日前の節目を迎え、大会アンバサダー等を活用したイベントの開催を通じて、子どもをはじめ幅広い層の世界陸上に対する関心や認知度の向上を図るとともに、陸上に触れる機会の創出により大会への気運醸成につなげる。			
	○委託するイベントの概要は以下のとおり			
	開催日	主な内容	会場	プロモーション展開
	6/5(木)	①メダルデザイン公表 ②スポンサー・財団・東京都から発表 ③出演者のトークセッション ④フォトセッション	麻布台ヒルズ	テレビ放映やSNS等の媒体を活用して一体的な気運醸成を図る。
	6/7(土) 6/8(日)	①ステージイベント ②陸上体験イベント ③陸上視聴イベント ④ブース出展	行幸通り	
○契約期間：契約確定日から2025年6月30日まで				
審査結果	➤ 案件1～2について、契約手続前（仕様の内容・予定価格、契約方法等）の審査を実施し、了承された。 ➤ 案件3～4について、契約締結前（入札・見積経過、契約候補者、契約額等）の審査を実施し、了承された。			
委員の主な意見（要旨）	(案件1について) ○原澤委員 18日間で延べ18,290食の弁当の提供を予定しており、その平均である1,016食/日の供給能力を入札参加要件しているが、平均ではなく18日間のうち最も必要数が多い日に求められる供給能力を入札参加要件とするべきではないのか。 ⇒ 所管部 日ごとの対象者別想定提供数を算出しており、その内訳を確認したところ、1,000食を超過する日はあるものの、概ね1,000食程度の数量となっているため、設定した条件で履行能力の確認が可能であると考えている。			

○原澤委員

食中毒が心配な時期であるため、受託者が、万が一食中毒が発生した場合に必要な対策を講じられることを確認したうえで契約を結んでいただきたい。

⇒ 所管部

仕様書に受託者による代行保証（受託者が他の事業者と代行契約を締結し、複数の調理施設や人員を確保）について記載しており、万が一食中毒などの疑いが発生した場合には、受託者が別の事業者を選定し、代替となる弁当の納品を行うこととしている。

○黒石委員

食中毒対策とフードロス対策とのバランスはどのように考えているのか。

⇒ 所管部

食中毒対策としては、仕様書において、法令に基づく食品衛生管理の徹底を受託者に義務付けるとともに、食品の消費期限のシール貼付や掲示、口頭での注意喚起などを明記している。

フードロス対策としては、食数を精査し、できるだけ実数に近づけることで無駄を出さないようにすることが重要である。このため、納品2日前まで数量変更に対応することや、廃棄食材の再資源化などを通じた食品廃棄物抑制への取組みについて仕様書に明記している。

(案件2について)

○原澤委員

競技備品のうち、「買入れ対象の備品」に大会後のレガシーとすることができると活用可能な財源が充当されることを踏まえると、入札者の中に「買入れ対象の備品」の金額割合が高い事業者がいた場合、落札者よりも世界陸上財団の実質的な負担額が少なくなる可能性があるが、落札者を決める際にこの点について考慮する必要はないのか。

⇒ 所管部

入札の結果によってはご指摘のような可能性もありうるが、スポンサー契約と調達契約を同時に入札する際のルールとしては、それぞれの入札価格の差が最小となる事業者を優先交渉者（落札候補者）に決定することとしている。

委員の
主な意見
(要旨)

○黒石委員

競技備品は、「借入れ対象の備品」と「買入れ対象の備品」に区分しているが、下見積事業者の認識は揃っているのか。

⇒ 所管部

仕様書の中で両者を明確に区分しているため、事業者の認識に相違はないと考えている。

(案件 3 について)

○原澤委員

低入札を受けて、落札事業者にヒアリングを行い、履行能力や作業者の労働環境に問題がないことを確認したとのことだが、下見積額から大幅に減額した金額での契約で、その減額のほとんどが人件費に絡むものであることから、契約期間中は業務遂行に問題ない体制が取られていることや労働環境に問題がないことを通常以上に注視していただきたい。

⇒ 所管部

ご指摘を踏まえて、契約後もしっかりと履行体制などを確認していく。

○黒石委員

落札候補者の下見積額と入札額を比較すると、保守管理費の「常駐サービスエンジニア」の価格が大幅に減額されているが、常駐予定人数の減少やオンライン化による対応など、具体的に何が変わったのか。

⇒ 所管部

落札候補者にヒアリングした結果、業務に必要なエンジニアの人数や支払う人件費の金額を精査することで減額されたことを確認している。

(案件 4 について)

特段の意見なし